

防衛省職員（任期付自衛官）募集要項

防衛省陸上自衛隊目達原駐屯地西部方面後方支援隊で任期付自衛官を募集します。

1 職種及び任用予定期間

- (1) 採用予定人員
1名
- (2) 仕事の内容
西部方面後方支援隊本部付隊で通信運用業務
- (3) 任期（任用期間）
令和8年9月1日から令和10年9月18日まで

2 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定（※）に該当しない者
- (3) 陸上自衛官としての勤務期間が1年以上あり、かつ自衛隊を退職した時の階級が3等陸曹（2等陸曹又は陸士長）である者
- (4) 任期の末日における年齢が、満54歳以下の者
- (5) 特技不問

（※）自衛隊法第38条第1項の規定

次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができません。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は失効を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務地

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1

陸上自衛隊目達原駐屯地 西部方面後方支援隊本部付隊

4 身分

自衛官（採用の階級は退職時の階級）

5 給 与

- (1) 勤務経験などにより決定されます（自衛官俸給表の適用を受けます。）。
- (2) 通勤時の実態に応じて通勤手当が支給されます。
- (3) 勤務の内容に応じて各種手当が支給されます。
- (4) 国家公務員共済組合法が適用されます。

6 勤務時間等

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の適用を受けます。

7 志願手続き

(1) 申込先

〒842-0032

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1

西部方面後方支援隊本部付隊（担当：福田1曹）

電話番号 0952-52-2161（内線2735）

(2) 提出書類

ア 任期付自衛官志願票（写真貼付：縦4cm×横3cm程度） 1部

（写真は申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向、上半身のもの）

イ 写真（任期付自衛官志願票に貼ったものと同じもの） 1部

ウ 返信用封筒（宛先を明記し、110円切手を貼ったもの） 2部

注：郵送による志願の場合は、必ず簡易書留（提出日がわかるもの）で送付して下さい。

(3) 申込締切日

令和8年4月24日（金）から令和8年6月24日（水）（締切日必着）

8 試験日等

(1) 試験日

令和8年7月22日（水）

(2) 試験科目

口述試験及び身体検査

(3) 試験場所

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1

陸上自衛隊目達原駐屯地内

9 その他

(1) 合格発表は書面をもって行います。

電話等による個別の問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

(2) 合格者に対して「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令」に基づき、改めて入隊時に身体検査を行います。

この際、合格基準外となった場合は、採用が取り消しになることがあります。